

特別支援学校在学生に対する就労移行事業所による アセスメント実施について

1 就労継続支援B型事業の利用

(1) 原則

特別支援学校の生徒等、就労継続支援B型事業を利用するにあたって、あらかじめ就労移行支援事業を利用（アセスメント利用、短期間）、一般就労が可能かどうか見極めて、困難と認められた場合に就労支援事業B型を利用する。

(2) 経過措置

特別支援学校在学中にアセスメントを行わなくとも、協議会等からの意見を徴する等により市町村判断で就労支援事業B型の利用が認められた。

平成26年度（平成27年3月31日）までの措置。

→ 平成27年度以降、特別支援学校高等部の在学生在が、卒業と同時に就労支援事業B型が利用するには、在学中に就労移行事業所による就労アセスメントを受けていただくことになる。

2 アセスメント実施

- 特別支援学校による進路相談、体験実習

- 就労移行支援事業によるアセスメント
 - ・ 市町（暫定支給決定）

 - ・ 計画相談支援事業所（サービス等利用計画の作成）

 - ・ 就労移行支援事業所（就労アセスメントの実施）

実施スケジュール（案）

高等部	体験実習、進路相談 (特別支援学校)	就労アセスメント
1年	① 体験実習	
2年	② 体験実習 ③ 体験実習 H27.2 保護者説明会 H27.3 <※進路相談>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市 町</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">計 画 相 談 支 援 事 業 所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">就 労 移 行 支 援 事 業 所</div> </div>
3年	H27.5 ④ 体験実習 <※進路相談>	<pre> graph TD A[サービス等利用計画] --> B[暫定支給決定] B --> C[アセス実施] C --> D[④ 体験実習] D --> E[※進路相談] </pre>

※ 進路相談は、本人・保護者、支援学校、市町、委託相談事業所（乙訓ひまわり園、キャンパス、大山崎社協、計画相談事業所）他で実施する